

判決要旨

5

第1 主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 事案の概要

10

本件は、原告らが、被告に対し、被告が設置し、運用する伊方発電所（以下「本件発電所」という。）3号機の原子炉（以下「本件原子炉」という。）は地震や火山の噴火等に対する安全性を欠き、重大な事故が発生するおそれがあり、これによって大量の放射性物質が外部に放出され、原告らの生命、身体等に重大かつ深刻な被害が発生すると主張して、人格権に基づく妨害予防請求権により、本件原子炉の運転の差止めを求める事案である。

15

第3 当裁判所の判断の要旨

1 司法審査の在り方

本件原子炉が安全性を欠いており、その運転によって原告らの生命、身体等に対する侵害が生ずる具体的危険がある場合には、人格権に基づく妨害予防請求権により、本件原子炉の運転の差止めが認められる。

20

福島第一原子力発電所における事故の反省と教訓を踏まえて見直された原子力法制は、科学的、専門技術的知見等を有し、中立公正な立場の原子力規制委員会に、発電用原子炉施設の安全性に関する基準を策定させ、安全性の審査をさせようとしたものといえる。そうすると、原子力規制委員会がその策定した新規制基準に発電用原子炉施設が適合するとの判断を示した場合には、その安全性については、判断基準及びこれに適合するとの判断に不合理な点がある

25

かという観点から検討すべきであり、現在の科学技術水準等に照らし、新規制基準に不合理な点があるとき、あるいは、当該発電用原子炉施設が新規制基準に適合するとした同委員会の判断に不合理な点があるときは、当該発電用原子炉施設が安全性を具備していないことを推認させる事実となると解するのが相当である。

また、主張立証責任については、まず、事業者である被告において、新規制基準や原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことを相当の根拠や資料に基づき主張立証すべきであり、被告がこれを尽くした場合には、原告らにおいて、本件原子炉が安全性を欠いていることについて、具体的に主張立証する必要があるというべきである。

2 地震に対する安全性

(1) 地震に関する新規制基準及び基準適合判断の合理性

地震に関する新規制基準全体について、不合理な点は見当たらない。

被告は、基準地震動の策定において、海上音波探査の結果等から、本件発電所に最も影響の大きい活断層は沖合約8 kmを通過する中央構造線断層帯であり、敷地近傍（半径5 km内）には活断層がないとする。この点、上記海上音波探査等の調査は詳細なものであり、その結果は活断層の有無を判読するのに必要な明瞭性を備えているといえるところ、これによると、本件発電所の沖合約5～8 km付近の堆積層に変位が集中しており、その領域より南側の堆積層はほぼ水平に分布し、断層が活動したことをうかがわせる変位は見当たらないから、被告の上記評価は不合理なものとはいえない。また、複数の専門家が被告の上記評価を支持している。

原子力規制委員会は、このような評価を踏まえた被告の本件原子炉に係る原子炉設置変更許可等の申請（以下「本件申請」という。）につき、多数回にわたる審査会合等を行い、被告に対して追加の資料の提出を求め、意見公募手続を経るなどして、本件申請を許可する許可処分（以下「本件許可処分」

という。)を行ったものであるから、このような判断に不合理な点があるとは認められない。

(2) 被告の行った調査方法及び調査結果の評価の問題点の有無

被告が行った海上音波探査は二次元音波探査の方法によるものであったところ、前記(1)のとおり、調査方法は詳細で、その結果は明瞭なものであり、地質境界としての中央構造線の活動による変位の有無等も把握できるものであったから、その調査方法やデータの処理及び解釈に問題があったとはいえず、新規制基準の一部である地質ガイドの記載からも、三次元音波探査を実施すべきであったとはいえない。

また、現在の中央構造線断層帯が横ずれ断層を主体とすることに争いはないところ、海上音波探査記録上、正断層運動があった場合に生じるはずの扇形の変位の累積等は認められず、そのような変位が全く累積しないことの合理的な理由も説明されていないから、中央構造線断層帯より南側の地質境界としての中央構造線が正断層成分によってハーフグラベン形成運動をしているとはいえない。

以上のとおり、被告の行った調査方法及び調査結果の評価に問題はなく、やはり原子力規制委員会の判断に不合理な点があるとは認められない。

3 火山に対する安全性

(1) 判断枠組み

人格権に基づく妨害予防請求権は、原告らの人格権が、現在、侵害されるおそれがあることを要件とするものであることからすると、原告らの生命、身体等に対する侵害が生ずる具体的危険の有無は、現時点における知見等に基づき判断するのが相当である。

原子力発電所への火山影響評価については、福島第一原子力発電所における事故を踏まえた原子力法制の見直しにより、平成25年火山ガイドが制定され、同ガイドにおける考え方が整理された後、令和元年火山ガイドが示さ

れるに至ったものである。このような経過に鑑みると、上記具体的危険の有無は、現在の審査基準である令和元年火山ガイドに不合理な点があるかという観点から検討すべきである。

また、本件申請は平成25年火山ガイドに基づき審査されたものであり、
5 同ガイドには巨大噴火に関する記載はない。しかし、両ガイドの調査手法や
検討項目に異なる点はなく、原子力規制委員会は、令和元年火山ガイドへの
改正時に、ガイドの要求内容を変更するものではないと説明し、いわゆるバ
ックフィットを求めていることや、本件申請の記載内容等を踏まえると、
両ガイドの文言や基準としての厳密な同一性はともかく、本件許可処分は実
10 質的に令和元年火山ガイドと同様の検討過程をたどって安全性能が審査され
たと評価できるから、このような原子力規制委員会の判断に不合理な点があ
るといえるかを検討すべきである。

(2) 基準の合理性

まず、火山事象との関係で原子力発電所の立地を評価し、不適とならない
15 場合、原子力発電所に影響を与える可能性のある火山事象に対する対応を評
価するという令和元年火山ガイドの判断枠組みについて、不合理な点は見当
たらぬ。

前記1の新たな原子力法制の趣旨からすると、事故発生の危険性が社会通
念上容認できる水準であるか等の評価についても原子力規制委員会の判断に
20 委ねられていると解される。そして、数十 km^3 の噴出物を放出する規模の巨
大噴火は極めて低頻度の事象といえるから、令和元年火山ガイドにあるよう
に、当該火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価
でき（非切迫性要件）、運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的
25 に合理性のある具体的な根拠が得られていない場合（具体的根拠欠缺要件）、
運用期間中における巨大噴火の可能性を社会通念上容認できる水準にあると
評価する枠組みをとることは、相応の合理性を有するといえる。

巨大噴火の発生には地下浅部に大規模な珪長質のマグマ溜まりの存在が必要であり、地球物理学的手法により、このようなマグマ溜まりを把握することは可能とされていることからすると、地殻変動の観測データ等も総合的に考慮して現在の火山の状態を評価することとする非切迫性要件は不合理ではない。巨大噴火の準備には長期間要すると考えられること等を踏まえると、これらの要件を満たす場合に、運用期間中の巨大噴火の可能性が十分小さいと判断することも不合理ではない。

そのほかの点も含め、令和元年火山ガイドの基準に不合理な点があるとは認められない。

(3) 基準適合判断の合理性

被告は、本件申請において、阿蘇の地下にあるマグマ溜まりは巨大噴火直前の状態ではないと評価している。複数の地球物理学的調査や地球化学的調査の結果を総合すると、草千里南部の地下約6 kmに認められるマグマ溜まりは、大規模なものとはいえない上、玄武岩質であるため、巨大噴火の際に見られる珪長質鉱物の含有量が少なく、中岳の火山活動の供給源と考えられ、収縮傾向にあること等からすると、このマグマ溜まり自体が引き金となる巨大噴火が差し迫った状態ではないという上記評価は不合理なものではない。このほかに確認されている地震波の低速度領域についても、それらの規模や深さに加え、現在、阿蘇では珪長質鉱物の含有量の少ない苦鉄質マグマが卓越しており、地盤が沈降傾向であること等からすると、これらがマグマ溜まりであったとしても、巨大噴火が差し迫った状態ではないとする評価は不合理ではない。このような被告の評価については、複数の専門家が支持している。

そうすると、このような本件申請について原子力規制委員会が行った本件許可処分には不合理な点があるとは認められない。

4 避難計画

本件原子炉が安全性を欠いているといえない以上、原告らの居住する地域に係る避難計画を欠くことのみをもって、原告らの生命、身体等に対する侵害が生ずる具体的危険があることを理由とする本件原子炉の運転の差止めを認めることはできない。

5 5 まとめ

以上のとおり、地震及び火山の噴火に対する安全性に関する新規制基準及び原子力規制委員会の判断に不合理な点はないから、本件原子炉が安全性を欠いており、原告らの生命、身体等に対する侵害が生ずる具体的危険があるとは認められない。

10

以上